

平成30年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

平成31年3月

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

1. 事業目的

舶用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に随時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに舶用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行い、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行う。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容（計画）

- (1) 舶用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 昨年度に引続き 2020 年 1 月 1 日の施行が予定されている救命艇等装置の整備に関する IMO の強制ガイドラインに対応するため、海外の整備事業場の実状調査を行う。本年度は、米国の整備事業場の調査を行い、情報を取りまとめ、会員に提供する。
- (3) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行う他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (4) 当会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を 2 回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 救命設備規則の新しいフレームワークの構築等について、IMO の船舶設備小委員会 (SSE) 及び海上安全委員会 (MSC) で検討・審議が予定されていたため、平成 31 年 3 月にロンドンにおいて開催された IMO の第 6 回設備小委員会 (SSE6) に有識者を派遣した。
- (2) 船舶安全法・海洋汚染防止法関係法・省令・告示の一部改正及び同改正に伴う関連通達等の改正の内容に関する情報を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により広島市及び東京都において開催した。

説明会は「環境に関する国際・国内基準の動向と対応状況」という題目を掲げ、第 1 部として「環境に関する国際・国内基準の動向」と題して、現在、国土交通省海事局において、2020 年より本格運用されようとしている燃料油硫黄分 (SO_x 規制) 規制に関する各

種規則の解説を広島会場においては、海洋・環境政策課齋藤専門官に東京会場は、同課環境渉外室の今井室長にご講演頂きました。

第2部として、「燃料油硫黄分規制（SO_x規制）に関する対応状況」と題して、環境対策への取組み、特にSO_x規制にいち早く取り組んでいる状況等を広島会場は、乾汽船株式会社船舶管理部豊田氏に、東京会場は、同社船舶管理部長の橋本部長に解説して頂きました。

実施日	場 所	実 施 内 容
H31. 2. 5(火)	ホテルグランヴィア 広島 (広島市) (参加者 58名)	演題：「環境に関する国際・国内基準の動向と対応状況に関するセミナー」 第1部 環境に関する国際・国内基準の動向 国土交通省海事局 海洋・環境政策課 専門官 齋藤 直宏 (広島会場) 海洋・環境政策課環境渉外室長 今井 新 (東京会場)
H31. 2. 12(火)	東海大学校友会館 (東京都千代田区) (参加者 71名)	・SO _x 規制への対応について 第2部 燃料油硫黄分規制（SO _x 規制）に関する対応状況 乾汽船株式会社船舶管理部 豊田 大介 (広島会場) 乾汽船株式会社船舶管理部部長 橋本 修 (東京会場) ・燃料油硫黄分規制（SO _x 規制）に関する対応事例

(4)「舶用品に係る海外調査」として、平成30年12月9日～16日にかけて会員等救命艇等の整備事業者総勢7名で、アメリカ合衆国のヒューストンにある救命艇等の整備事業者及び救命艇等の整備事業者認定を行っている日本海事協会（NK）ヒューストン事務所を訪問し、整備等の状況及び日本籍船の救命艇等の検査の実状について調査した。

また、大型クルーズ船の母港であるマイアミにおいて、救命いかだ及びシュータの整備事業者を訪問し、整備状況を調査した。



NK ヒューストン事務所

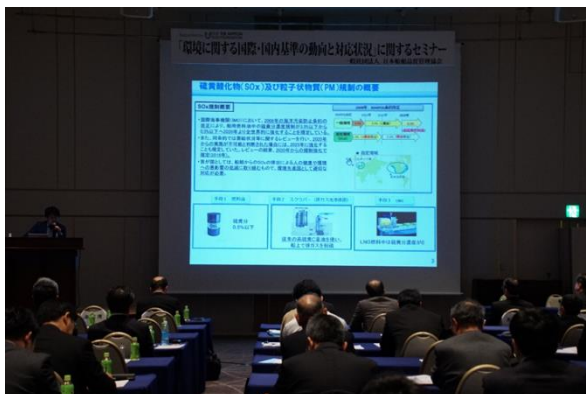


Ship Guard Houston LLC (ヒューストン)

3. 2 事業成果

- (1) 国際海事機関（IMO）等への情報提供に関しては、平成31年3月4日～8日にロンドンにおいて開催されたIMOの第6回船舶設備小委員会（SSE6）に有識者を派遣して、我が国から提案している「全閉囲型救命の換気を適切に確保するためのLSAコード改正案」の説明に努めた結果、換気装置の設置義務化の改正案が最終化された。なお、審議の結果については、SSE6救命関係の審議結果概要として、品管時報に速報として掲載し、関係者へ情報を提供した。その他、海外の関係者との情報交換を行った。
- (2) SOLAS条約、MARPOL条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMOの各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。
- (3) 法令改正説明会を広島市及び東京都で開催した。各会場とも関係事業者等の関心は高く、説明会は盛況裏に終了した。（参加者数：広島会場 58名、東京会場 71名）

「環境に関する国際・国内基準の動向と対応状況」に関するセミナーの状況



広島会場



東京会場

- (4) 「舶用品に関する海外調査」では、アメリカ合衆国における救命艇の整備の現状について、American Marine Safety 社(ヒューストン)、Far East Marine Safety 社(ヒューストン)、Ship Guard Houston LLC 社(ヒューストン)、GSM-Fuji LLC 社(ヒューストン)、Datrex (マイアミ)、Survitec Survival Products Inc 社(マイアミ)を訪問し、救命艇等の整備実績、他国政府による事業者認定の取得状況、スペアパーツの入手方法、整備記録の作成・保管状況、救命艇整備に関する品質管理状況等について詳しく調査することが出来た。また、日本海事協会(NK)現地事務所(ヒューストン)との意見交換によって、各事務所管内における NK 船級の事業者認定を受けた救命艇等の整備事業者の実情及び救命艇の検査の実状を知ることが出来た。

事業成果物

- (1) 法令改正説明会「環境に関する国際・国内基準の動向と対応状況」に関するセミナー資料
- (2) 米国における舶用品整備の実態調査報告書